

平成28年度 江田島市危険家屋除却事業費補助金

この制度は、市内に存する老朽化した空き家が道路や隣家に倒壊等することで市民に危険が及ぶことを防止するため、解体費用の一部を補助することで危険家屋の除却を促し、安全で安心できる市民生活と住環境の向上を図ることを目的としています。

1 対象建物（※下線部分は平成28年度より基準の改正を行いました。）

- ① 市内にある木造の建物で主に住居として使用していた建物
- ② 現に使用していない建物
- ③ 市の認定基準を満たした建物
- ④ 築23年以上の建物
- ⑤ 道路又は現に使用されている住宅が存在する敷地に影響がある建物

上記①～⑤のすべてに該当すると「危険家屋」として認定されます。

2 補助対象者（※法人を除く）

- ① 市税及び市の各種徴収金を滞納していない者
- ② 危険家屋の所有者
- ③ ②の相続人（複数人の場合は、同意書又は誓約書が必要）
- ④ 危険家屋のある土地の所有者で、②又は③から同意を受けた者

3 補助対象工事

- ① 市内に本店又は営業所等を持つ法人又は市内に住所を有する個人事業主
- ② 土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業の許可を受けた者又は解体工事業の届出をしている者

上記①及び②に該当する者に発注する工事

ただし、次に該当する工事は対象外です。

- ① 補助金の交付決定の前に着手した工事
- ② 他の制度により補助金等を受けようとする工事
- ③ 危険家屋の一部を除却する工事

4 補助金額

補助対象経費の30%で、上限が30万円（補助対象経費は、解体費用の80%）

（計算例1）

解体費用100万円（税抜）の場合

$$100\text{万円} \times 80\% = 80\text{万円} \quad (\text{補助対象経費}) \quad \times 30\% = \underline{24\text{万円}} \quad (\text{補助金額})$$

（計算例2）

解体費用200万円（税抜）の場合

$$200\text{万円} \times 80\% = 160\text{万円} \quad (\text{補助対象経費}) \quad \times 30\% = 48\text{万円} \Rightarrow \underline{30\text{万円}} \quad (\text{補助金額})$$

5 申込期間

(認定申請) 随時

(補助申請) 平成28年6月1日(水)から平成28年11月30日(水)まで(※)

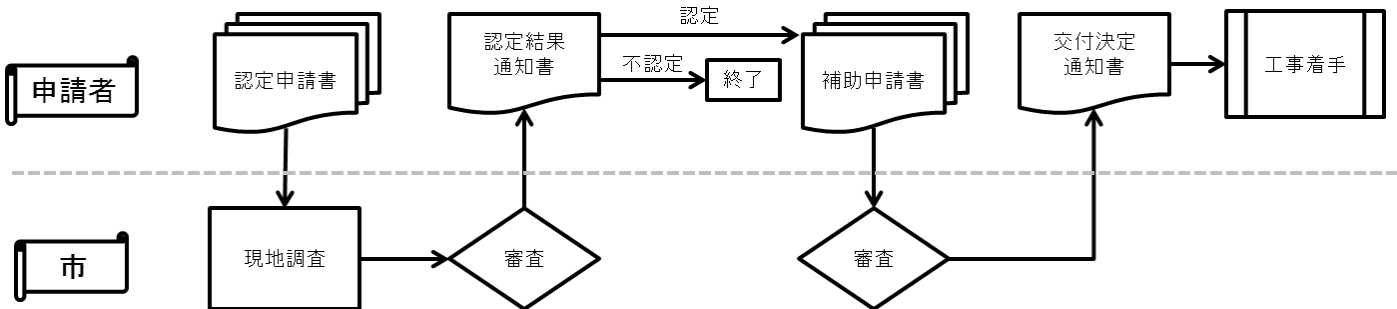
(※) 補助申請は、申込みの状況により期間中でも早期に終了する場合があります。

6 提出及び問い合わせ先

江田島市役所都市整備課(〒737-2392 江田島市能美町中町4859番地9)

電話 0823-40-2773 FAX0823-40-2073 ✉ toshi@city. etajima. hiroshima. jp

7 工事着手までの手続き(スケジュール)



○認定申請に必要な書類

- ①危険家屋認定申請書
- ②補助対象建築物の位置図
- ③補助対象建築物の平面図又は外観写真
- ④補助対象建築物を除却した後の措置計画図

※添付書類の具体例

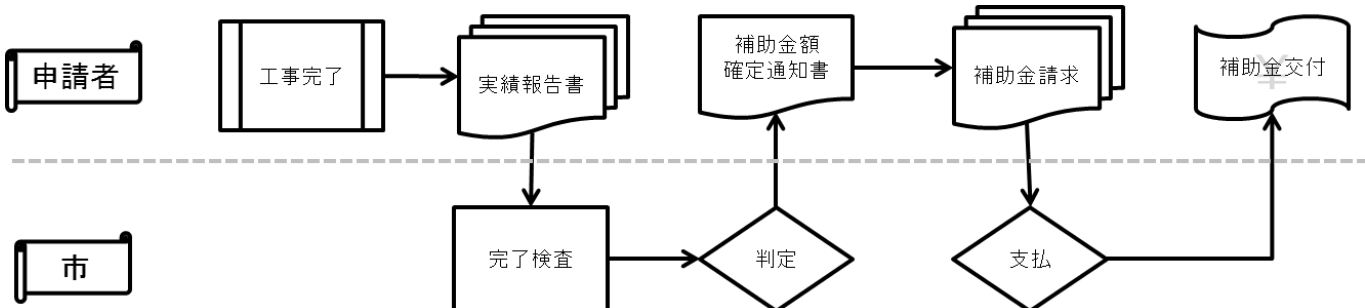
右記⑥納税納付証明書又は納税状況確認同意書

右記⑦登記事項証明書, 固定資産税納税通知書等

○補助申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書
- ②工事計画書
- ③建設業の許可又は解体工事業の登録の写し
- ④危険家屋認定結果通知書の写し
- ⑤工事見積書
- ⑥滞納していないことの証明書
- ⑦所有者等であることの証明書
- ⑧手続きを委任する場合は委任状

8 工事完了から補助金交付まで



9 注意事項

◇家屋の状態によっては、危険家屋の認定が受けられない場合があります。

◇建築物を解体したときは、除却届の提出が必要です。(建築基準法第15条)

◇家屋を除却すると住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなるため、翌年度以降、土地の固定資産税額が変動する場合があります。詳しくは、税務課(0823-40-2765)まで